

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月1日から49年4月1日までの期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る当該期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月9日から49年4月1日まで

昭和47年10月9日からA組合（現在は、B組合）に採用され、現在まで勤務しているが、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。

また、同じころに勤務していた同僚も、当時の給料支払明細書から掛金が控除されていることが確認できるにもかかわらず、年金の記録が無い。

しかし、申立期間において、給与から農林漁業団体職員共済組合の掛金を控除されていたと思うので、当該期間について、同共済組合員として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B組合から提出された人事記録簿及びA組合の賃金台帳により、申立人が申立期間に同組合に継続して勤務し、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの給与から農林漁業団体職員共済組合の掛金が控除されていたことが確認できる。

また、B組合には、昭和47年及び48年のA組合の賃金台帳は残されておらず、申立人に係る掛金の控除の有無を確認することができないところ、申立人及び複数の同僚は、「昭和47年ころから52年まで給与や社会保険の事務担当者は同一人物であった。」と述べていること、B組合が保管するA組

合の賃金台帳により、申立期間当時、同組合に勤務していた職員の健康保険料及び農林漁業団体職員共済組合の掛金が同時に給与から控除されていたことが確認できること、及び申立人に係る健康保険被保険者原票において、申立人は健康保険被保険者資格を 48 年 7 月 1 日に取得していることを考え併せると、申立人は、申立期間のうち、同年 7 月から 49 年 3 月までの給与から農林漁業団体職員共済組合の掛金が控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までの標準報酬月額については、A 組合の賃金台帳の掛金控除額から 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の農林漁業団体による納付義務の履行については、B 組合は、掛金を納付したか否かについては不明としているが、農林漁業団体職員共済組合に、申立人が昭和 49 年 4 月 1 日に資格取得したとする組合員資格取得届が保管されていることから、同共済組合は、申立人に係る 48 年 7 月から 49 年 3 月までの掛金の納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、当該期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年 10 月 9 日から 48 年 7 月 1 日までについては、同期間に係る A 組合の賃金台帳が存在せず、このほか、当該期間における農林漁業団体職員共済組合の掛金控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として、当該期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月26日から同年7月1日まで

A社に平成3年1月から9年6月まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同年6月が未加入になっている。

当時の給与支払明細書によると、平成9年6月の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成9年6月の給与支払明細書、A社から提出された回答文書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間について同事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認できる資料は無いが、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしており、事業主が社会保険事務所（当時）の記録どおりの資格喪失の届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成9年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 46 年 3 月まで

昭和 41 年ころ、自宅に役場職員が訪ねてきて、未納となっている国民年金保険料を納付するように言われたので、役場へ行き、夫婦二人分の保険料として 6 万円ぐらい納付した。

また、昭和 42 年から 46 年 3 月までの国民年金保険料は、居住していた地区の公会堂で納税組合役員に税金等と一緒に納付した。

申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので、未納や申請免除になっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 6 月に払い出されており、申立人夫婦はこのころ国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和 37 年 5 月から 38 年 3 月まで）は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「自宅に役場職員が訪ねてきて、国民年金保険料を納付するよう言われたので、役場の窓口で夫婦二人分の保険料として 6 万円ぐらいを一括して納付した。」と主張しているところ、申立人が一括して納付したとする金額は、国民年金に加入したと推認される時点において、申立期間のうち納付することができた期間の保険料額と大きく相違している上、申立人が居住する市は、「申立期間当時、国民年金担当職員による家庭訪問は実施していなかった。また、過年度保険料を役場の窓口で収納することはな

かった。」と回答しており、申立人の主張と矛盾する。

加えて、申立人は、「昭和 42 年からは、毎月、国民年金保険料を地区公会堂に持参し納税組合役員に納付していた。」と主張しているところ、申立人が居住する市は、「申立期間当時、国民年金保険料の徴収は母子寡婦福祉会に委託しており、納税組合は関与していなかった。」と回答している上、申立人が居住する地区の複数の住民から聴取しても、申立期間当時、国民年金保険料を納税組合役員に納付していたとする証言は得られず、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から46年3月まで

昭和41年ころ、自宅に役場職員が訪ねてきて、未納となっている国民年金保険料を納付するように言われたので、夫が役場へ行き、夫婦二人分の保険料として6万円ぐらい納付した。

また、昭和42年から46年3月までの国民年金保険料は、居住していた地区の公会堂で納税組合役員に税金等と一緒に納付した。

申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので、未納や申請免除になっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和40年6月に払い出されており、申立人夫婦はこのころ国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和37年11月から38年3月まで）は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「自宅に役場職員が訪ねてきて、国民年金保険料を納付するよう言われたので、夫が役場の窓口で夫婦二人分の保険料として6万円ぐらいを一括して納付した。」と主張しているところ、申立人の夫が一括して納付したと主張する金額は、国民年金に加入したと推認される時点において、申立期間のうち納付することができた期間の保険料額と大きく相違している上、申立人が居住する市は、「申立期間当時、国民年金担当職員によ

る家庭訪問は実施していなかった。また、過年度保険料を役場の窓口で収納することはなかった。」と回答しており、申立人の主張と矛盾する。

加えて、申立人は「昭和 42 年からは、毎月、国民年金保険料を地区公会堂に持参し納税組合役員に納付していた。」と主張しているところ、申立人が居住している市は、「申立期間当時、国民年金保険料の徴収は母子寡婦福祉会に委託しており、納税組合は関与していなかった。」と回答している上、申立人が居住する地区の複数の住民から聴取しても、申立期間当時、国民年金保険料を納税組合役員に納付していたとする証言は得られず、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から4年3月まで

私の20歳の誕生日のころ、市役所から国民年金保険料の納付案内が届いたので、「学生で仕事に就いていないのに保険料を納付しなければならない。」と母親に話したことを憶えている。

申立期間当時の国民年金保険料は、私か母親が市役所の窓口か市役所内の銀行で納付したはずなので、未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及び申立人の母親は、国民年金の加入手続、保険料の納付金額等についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年6月ころに払い出され、申立人はこのころに加入手続を行い、7年12月30日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるが、この時点では、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかった期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から 9 年 8 月 31 日まで
代表取締役として A 社に勤務していた期間のうち、平成 5 年 8 月から 7 年 8 月までの標準報酬月額は 15 万円に、同年 9 月から 9 年 8 月までの標準報酬月額は 10 万 4,000 円に減額訂正されている。
申立期間は月額 120 万円の報酬であったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成 5 年 8 月から 6 年 10 月までは当時の厚生年金保険の上限額である 53 万円、同年 11 月から 7 年 9 月までは同じく上限額である 59 万円、同年 10 月から 9 年 8 月までは 15 万円と記録されていたところ、7 年 8 月 8 日付けで、5 年 8 月から 6 年 10 月までの標準報酬月額が 5 年 8 月 1 日にさかのぼって 15 万円に引き下げられ、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 9 年 8 月 31 日の後の同年 9 月 9 日付けで、7 年 9 月から 9 年 8 月までの標準報酬月額が 7 年 9 月 1 日にさかのぼって 10 万 4,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A 社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の遡^{そきゆう}及訂正処理が行われた当時、同事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「滞納保険料について責任を感じているが、社員と会社は別である。社会保険関係の手続は行っていない。」と主張しているところ、A 社に係る滞納処分票及び債務承認書によれば、当該事業所に係る滞納保険料の解消について、申立人が社会保険事務所（当時）と連絡を取っていたことが確認できる。

さらに、申立人は、A社の事業所所在地、事業所名称及び代表取締役である申立人の氏名のゴム印と社会保険事務所の確認印が押された申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書を保管している上、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（平成9年8月31日）から、任意継続被保険者として健康保険に加入しており、当該期間に係る健康保険料は、減額訂正後の標準報酬月額を基に計算されていることが、オンライン記録により確認できる。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額訂正が行われたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 5 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
② 平成 7 年 10 月 1 日から 10 年 8 月 26 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について、給与支給総額は 25 万円ないし 26 万円ぐらいあったにもかかわらず、標準報酬月額が低くなっていることが分かったので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された給与振込口座に係る入出金明細表によると、給与として振り込まれた金額は、オンライン記録上で確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認でき、また、平成 10 年 9 月 22 日に公共職業安定所に提出された申立人の雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）によると、同年 2 月 26 日から同年 8 月 25 日までの賃金額についても、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険料控除額を確認できる資料は無く、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できない上、A社の元事業主は、「申立人は、日給月給制で勤務しており、忙しい時には、引き続きアルバイトとして、時給制で働いてもらっていた。標準報酬月額については、日給月給として支払う給与だけを基準に算定し、それに基づいて社会保険料を控除していた。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間にその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 544 (事案 123 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 5 日から 46 年 4 月 1 日まで
前回の申立てでは、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できないとして、同期間の年金記録の訂正は認められなかった。
今回、A社に勤務していた申立期間当時、最初の結婚と子供の出生があったことから、このことを証明する戸籍謄本(写)を添付するので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同じころに同社を退職したとする同僚は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した4か月後に同資格を喪失しており、当時の同僚から聴取しても、申立期間において申立人が同社で勤務していたことを確認することができないこと、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録が確認できないこと、同社は昭和43年1月から厚生年金基金に加入しているにもかかわらず、申立人が同基金に加入した記録が無いこと、及び申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いこと等から、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年8月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立期間について、申立人から新たな資料として戸籍謄本(写)が提出されたが、当該期間当時、申立人がA社に勤務し、同社の事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情が見当たらない。

また、今回、連絡が取れた当時のA社の従業員のうち、申立人を記憶している者は、申立人が同社に勤務していたことは証言しているものの、①申立人の勤務期間の時期は特定できないが、短期間であったこと、②申立人は、申立人が記憶している同僚が退職する前に、退職したこと、③同社に勤務していた従業員は、すべて正社員であり、社会保険の事務は適正に行われていたこと等を証言しており、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 545

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 15 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 54 年 4 月 15 日から A 組合（現在は、B 組合）に採用され、現在まで勤務しているが、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。

また、同じころに勤務していた同僚も当時の給料支払明細書から掛金が控除されていることが確認できるにもかかわらず、年金の記録が無い。

しかし、申立期間において、給与から農林漁業団体職員共済組合の掛金を控除されていたと思うので、当該期間について、同共済組合員として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 4 月 15 日に A 組合に採用されたと主張しているところ、B 組合から提出された A 組合の賃金台帳において、同組合から申立人に対し同年 4 月 15 日から同年 5 月 14 日までの給与が支払われたことを確認することができず、B 組合の総務担当責任者は、「昭和 54 年 4 月 15 日は日曜日であるが、日曜日からの勤務開始はあり得ない。」と述べている上、オンライン記録により、申立人は、同年 4 月 28 日まで別の事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、A 組合の賃金台帳により、申立人は、昭和 54 年 5 月から同年 10 月までに支払われた給与から農林漁業団体職員共済組合の掛金が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における農林漁業団体職員共済組合の掛金控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として、当該期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 12 年 5 月 31 日まで
代表取締役としてA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 30 万円であったにもかかわらず、10 万 4,000 円に減額されているので、30 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 12 年 5 月 31 日の後の同年 6 月 27 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 30 万円から 10 万 4,000 円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票により、申立人は、社会保険事務所（当時）の職員と滞納保険料に関する協議を行い、申立期間の記録訂正が行われた平成 12 年 6 月 27 日付けで、標準報酬月額変更届及び代表取締役として申立人の氏名が記載され、代表取締役印が押された債務承認書が提出されたことが確認できる上、申立人は、「保険料を滞納したため、社会保険事務所により何年かにさかのぼって標準報酬月額を訂正された。」と述べていることから、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。